

◎侵食対策事業

海岸の砂浜は波の力により絶えず動いており、供給される量と流出する量とがバランスをとって成り立っています。近年、このバランスが崩れ砂浜が侵食されています。

砂浜が無くなり汀線（波打ち際の線）が後退すると、大きな波のエネルギーが減衰することなく直接打ち寄せられます。その結果、災害が起こりやすくなり生命、財産が危険にさらされます。

侵食対策事業は、護岸、突堤、人工リーフ等の海岸保全施設を整備することで砂浜等の維持・復元を図る事業です。

久美浜海岸、後ヶ浜海岸、由良海岸、神崎海岸、久僧海岸、浜詰海岸で実施

◎局部改良事業

海岸侵食対策事業と同様に海岸保全施設により砂浜等の維持・復元を図るもので小規模な事業です。

由良海岸、神崎海岸、上野・平海岸、津母海岸で実施

◎海岸環境整備事業

海岸は海と陸が相接する場所で、多様な生態系が形成され、優れた景観が人々の心の癒しの場となっているとともに、海水浴等の利用に加え様々な海洋性レクリエーションの場として利用されています。

海岸環境整備事業は、緩傾斜護岸、人工リーフ等の海岸保全施設の整備及び散策路、植栽等を行うことによって、国土保全とあわせて海岸環境の整備を図るとともに周辺の公園等と連携し総合的なレクリエーション機能を発揮させる事業です。

浅茂川海岸で実施

京都府の過去10年間の海岸事業の推移（国庫補助事業）

(事業費：百万円)

区分	年度										
	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	
侵食	箇所数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	事業費	190	267	108	224	400	332	273	353	250	292
局改	箇所数	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0
	事業費	72	72	81	21	0	0	0	0	0	0
環境	箇所数	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	事業費	195	399	291	81	0	0	0	0	0	0
合計	箇所数	6	5	5	4	2	2	2	2	2	2
	事業費	457	738	480	326	400	332	273	353	250	292

◎離岸堤

沖合に海面から頭を出してブロック等を設置して造られる構造物で、波を減衰させ背後に静穏域を作り砂を堆積させます。高潮、侵食対策に数多くの施工実績があり大きな効果を上げています。

京都府では、神崎海岸、由良海岸、浜詰海岸等で施工しています。



◎人工リーフ（潜堤）

沖合の水面下に石やブロックを投入して造られる構造物で、人工リーフ上で波が砕けることによって波のエネルギーが弱まり、背後に砂を堆積させます。水面下に没しているため景観、海域の利用にもほとんど影響を与えず、さらには魚礁効果も得られます。

京都府では、久美浜海岸、久僧海岸、浅茂川海岸等で施工しています。



◎突堤

海岸から沖に向かって細長く突出して設置される構造物で、沿岸漂砂（波力により砂が海岸沿いに移動すること）を制御して汀線を維持あるいは前進させます。

京都府では、浅茂川海岸、後ヶ浜海岸等で施工しています。



◎護岸

波を直接的に防いで侵食を防止します。昔は垂直に近い起立した護岸が造られていましたが、波の反射が強いため洗掘が生じやすく越波量が増大するなどの問題が生じ、現在では親水性や景観の面から環境に優れた緩傾斜護岸が多く施工されています。

京都府では、緩傾斜護岸を浅茂川海岸、浜詰海岸、神崎海岸等で施工しています。

